

令和 6 年度主要事業

「鶴岡市環境基本条例」(平成 17 年 10 月 1 日条例第 149 号) 及び「第 2 次鶴岡市環境基本計画」(令和 4 年 10 月策定) に基づき、山形県や「環境つるおか推進協議会」等の関連組織と連携し、地方公共団体として求められる環境保全・創造対策を確実に行うとともに、市民と事業者の意識高揚と啓発を通じて自主的な取組みを促すことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保と福祉の増進を図る。

(1) 環境総合対策

① 鶴岡市環境審議会

環境基本法第 44 条の規定に基づき、環境の保全に関して基本的事項を調査審議させる等のため、鶴岡市環境審議会条例により「鶴岡市環境審議会」を設置している。

- ・委員 20 人以内、任期 2 年(現在は R5. 5. 8～R7. 5. 7、18 人)
- ・年 2 回程度開催予定

② 環境影響評価等

ア 環境アセスメント

環境影響評価法に基づく環境アセスメントに関係市町村として協力する。

本年度は、三瀬矢引風力発電準備書にかかる環境アセスメントを実施

イ 再生可能エネルギーに関するガイドライン

市として独自に定めたガイドラインにより、大規模事業の適切な実施を促す。

- ・「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」
- ・「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」

ウ 環境保全協定

環境基本条例第 12 条に基づいて、必要があると認められる事業所との間で環境の保全に関する協定を締結する。

(2) 地球環境対策(地球温暖化対策実行計画の推進)

① 地球温暖化対策実行計画

【見直し】

令和 5 年度に行った現状分析及び再エネ導入ポテンシャルの調査結果を受け、第 3 次地球温暖化対策実行計画【区域施策編・事務事業編】の見直しを進める。

本市の脱炭素における具体的取組の検討による目標設定、また、本市と事業者との脱炭素における意見交換や研究会を開催することにより、具体的事業の調査・研究を進め、2030 年までの CO2 削減率 50% 以上、2050 年のゼロカーボンシティの実現を目指す新しい目標を掲げた本計画の事業の研究作業を進める。

ア 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく第 3 次鶴岡市地球温暖化対策実行計画により、市の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策に資する施策を推進する。また市民等への啓蒙・啓発を図り、市民・事業者・市が互いに連携し、市域全体における実

効性のある温暖化対策を推進していく。

イ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

各課室にエコ推進員を配置して、温室効果ガス排出量削減のための取組みを実施。また市関係全ての施設・設備等のエネルギー使用量を集約、温室効果ガス排出量を算定して市HP上に公表する。

② グリーンカーテンの普及促進

身近でできる地球温暖化対策の一つとしてグリーンカーテンの普及を図る。

ア 種とネットの無料配布【環境つるおか推進協議会事業】

家庭等への普及対策として、ゴーヤ・アサガオの種を無料配布している（4月15日に本所大会議室および環境課事務室で実施済。）

イ グリーンカーテンコンテスト【環境つるおか推進協議会事業】

市民・事業者等からの募集により実施し、環境フェアつるおか2024にて表彰する。

③ 地域エネルギービジョンの推進 【強化】

鶴岡市地域エネルギービジョンに基づき、本市の恵まれた地域資源を活用し、自然環境と調和した安全安心な生活環境の形成と地域活力の創出を図る。

ア 再生可能エネルギーの導入の促進

家庭等における再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、自ら取組みを行う個人または事業者に対して補助金により支援する。

令和6年度からは、補助財源に森林環境税を活用し、木質バイオマス（ペレット（チップ）ストーブ、ボイラー）の補助率を上げることにより、森林資源の活用による地域循環を目指す。

イ 市内発電施設への対応

鶴岡八森山風力発電事業：令和3年11月12日（運転開始）

（仮称）三瀬矢引風力発電事業：地元関係者への説明会を開催しており、ガイドラインや庁内連携会議等を活用して適切に推進して行く。令和6年度に事業者による「環境影響評価準備書」が提出されたことから環境アセスメントを実施する。

④ 市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

令和4年度以降は現在のところ整備予定なし。

国の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」により、災害時における避難所である小中学校等に太陽光発電設備と蓄電池設備等を整備。

【参考】

- ・平成25～26年度 市内の防犯灯1万7千灯のLED化を実施。
- ・平成25～令和3年度 市内の防災拠点施設となる小中学校等に、太陽光発電設備と蓄電池設備等を整備。

⑤ 地下水利用対策事務

- ・山形県との委託契約に基づき、鶴岡市内では鶴岡観測井で地下水位と地盤沈下を、櫛引で地下水位の観測と装置の管理を行う。
- ・地下水の適正利用と保全等を目的とした「庄内南部地域地下水利用対策協議会」の事務局として運営事務を行う。

(3) 自然環境保全活用対策

① 森林文化都市構想推進事業

【強化】

市民の森林学習・体験を通じて、市民の生活文化に森林が高度に活かされた森林文化都市の創造を目指す。

- ・森林学習・体感講座「つるおか森の時間」の開催
市民の森林への親しみを創出するための「つるおか森の時間」を開催する。
年5回開催予定。

② 庄内自然博物館構想推進事業

【強化】

高館山、大山上池・下池、都沢湿地とその周辺地域を主たるフィールドとして、庄内自然博物館構想の理念のもとに、市民の主体的参画と協同による自然環境の保全と、自然と触れ合う自然環境学習事業などの事業を行い、人と自然の共生に資する。

鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」については、自然環境学習の拠点として、事業を実施する。

ア 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」及び都沢湿地の維持管理

拠点施設であるほとりあについて、大山自治会を指定管理者として、建物施設等の維持管理及び都沢湿地の維持管理を実施する。

イ 自然学習・保全活動等事業の実施

地元関係機関・団体や学識経験者等で構成する「庄内自然博物館構想推進協議会」を実施主体として、自然学習・保全活動等のソフト事業を実施する。

ウ ラムサール条約登録湿地関係事業

ラムサール条約登録湿地「大山上池・下池」の周知を図り、自然環境の保全を推進する。

昨年に引き続き、ラムサール条約登録15周年を記念した関連事業を展開する。また、ラムサール条約登録湿地大山上池・下池の普及啓発のため、道路案内看板を新規設置及び盤面修正して整備する。下池の堤体にある野鳥観察小屋の「おうら愛鳥館」は老朽化により破損が目立つため、建物の修繕を行う。

エ 中長期計画の推進

昨年度に策定した、庄内自然博物館構想推進協議会中長期計画(2024~2028年)の推進のため、運営委員会を中心として計画に沿った具体的施策の検討と実行を行い、計画の推進を図る。

(4) 生活環境保全対策

① 環境保全推進員の設置

自治組織からの推薦により市長が委嘱する。主に担当区内の生活環境の状況を把握し市に連絡するとともに、地域住民の意識啓発を図る。

- ・388人に委嘱している。
- ・毎年、推進員を対象に研修会を開催している。

※令和4年度から「環境保全推進員」（「廃棄物減量等推進員」）として一本化。

② 公害等対策

典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）その他化学物質などに関して、関係法令に定める手続関係事務や、県と連携した各種測定事務などの対策を行う。

ア 各種汚染物質の測定・分析事務

ダイオキシン類測定、西郷地区砂丘地地下水水質測定等

イ 大気汚染緊急時対策

光化学オキシダント、PM_{2.5}等の大気汚染物質に関して、県が実施している常時観測の結果に基づいて一定以上の高濃度になることが予測された場合、県が広く注意喚起を行うとともに、市町村においては特に「高感受性者」（呼吸器系・循環器系の疾患のある方、小児、高齢者など）に対する呼びかけを行うこととされている。

そのため市の関係各課が連携して保育所、幼稚園、小中学校及び高齢者施設、障害者施設等への注意喚起を実施する連携体制を更新・整備する。

ウ 硝酸性窒素等削減対策

庄内地域の砂丘地における硝酸性窒素等への対策として、県が関係機関による「窒素負荷低減推進連絡調整会議」を設置し、「硝酸性窒素等削減対策計画」を定めて対策を行っている。これに基づき、農業用水井戸の水質について県は年4回、市は年2回（4か所）の調査を実施している（前記「西郷地区砂丘地地下水水質測定」）。

環境基準を上回る井戸が例年あることから、健康課へ情報提供し、地下水を飲用しないよう地域住民へ呼びかけを行う。

エ 騒音・振動に係る届出書の受理

騒音規制法、振動規制法及び山形県生活環境保全条例に基づき、特定施設・特定建設作業・公害防止管理者等の届出等の事務を行う。

オ 自動車交通騒音常時監視業務

騒音規制法に基づき、市内の環境基準類型指定地域内における自動車騒音の調査を実施する。

主に市内の国道、県道の自動車騒音値を評価区間ごとに実測または推計により評価する。

③ 生活環境被害苦情等対応

典型7公害(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)のほか、市民から寄せられる野焼き・油漏れ・空き地管理・鳥獣害などの苦情・相談・通報等に対し、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対処して、市民の生活環境の保全を図る。

苦情等が寄せられた場合は、速やかに現地に赴いて事情を聞き取り、現地調査に基づいて原因者への指導等を行う。

④ カラス被害対策

主に鶴岡市街地におけるカラスの生活環境被害を軽減するため、調査・追払い・清掃・捕獲・啓発の各分野にわたる総合的な対策を行う。

⑤ 空き家対策事業

【強化】

空き家等対策計画

令和5年3月に策定・公表した第2次鶴岡市空き家等対策計画(計画期間:令和5年度~令和11年度)により、関係各課と連携し、自治組織とともに解決策を検討する。

ア 空き家等審議会の開催

「鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例」第8条に基づき、命令、代執行その他空き家等の適正な管理のための措置について調査審議する。

- ・委員5人以内、任期2年
- ・通常年1回開催、ほか必要に応じて臨時的に開催する。

イ 空き家による生活環境被害の防止・軽減

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」及び「鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例」に基づき空き家対策を行う。

また、令和元年度からは、空き家対策総合実施計画を策定し、国の空き家対策総合支援事業による補助支援を活用し、特定空き家等の除却や廃校の改修事業など、空き家対策事業を推進している。今年度は、不良空き家の解体支援の継続及び旧由良小学校(校舎のみ)の解体を実施する。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正(令和5年12月13日施行)により、そのまま放置した場合に「特定空家等」になるおそれがある空き家については、今後市が策定する基準により「管理不全空家等」として判断する。

この場合においては、所有者へ「指導・勧告」を行い、空き家の適正管理と活用に誘導する。

なお、「勧告」を受け、改善がみられない「管理不全空家等」の敷地は、固定資産税の住宅用地特例を解除する。

○ 適正管理対策

所有者等の理解促進を図るとともに、周辺住民等からの苦情相談等に適切に

対応する。当面の危険性に関しては、市条例に基づく「応急措置」を行うなどにより対処する。

○ 不良空き家対策

- ・不良空き家（老朽危険度Dランク）の除却を促進するため、所有者等の状況や跡地利用を意識しながら個別に対策手法を検討する。
- ・実地調査を通じて「要注意空き家」の洗い出しを行い、危険回避対策が必要と判断された場合は、法に基づく行政代執行等を検討する。
- ・「危険空き家解体補助金」制度の活用を想定しながら対策を進める。

⑥ アメリカシロヒトリ防除対策

外来種であるアメリカシロヒトリの繁殖による生活環境被害を防止・軽減するため、アメリカシロヒトリ防除相談室を6月～9月に設置して、市民相談に応じるとともに、自治会等の組織で行う共同防除の実施に対して、防除用機械の貸出しと薬剤の提供を行う。

(5) 環境意識啓発対策

① 環境教育推進事業

【拡大】

ア 環境つるおか推進協議会の運営

平成21年2月に設立した「環境つるおか推進協議会」の事務局として、市民・事業者・市の連携のもとで環境全般にわたる啓発事業を行う。

イ 「環境フェアつるおか」の開催

環境関係の中心的イベントとして、主催の「環境つるおか推進協議会」との共催により実施する。3Rへの取組み、地球温暖化への取組み、エコ製品等の紹介、環境関連作品の公開など、広く市民に対し環境に対する意識啓発を図る。

ウ 環境出前講座の斡旋および実施

環境アドバイザーや企業による出前講座を小中学校及び地域に斡旋するほか、環境出前講座（エコランク講座）を実施する。

エ 鶴岡市こども環境かるた大会

小中学生からの募集をもとに製作した「鶴岡市こども環境かるた」を環境ツールとして活用するとともに、子どもたちが身の回りの環境問題に気づき、行動するきっかけとしてもらうことを目的として実施する（令和6年度で第12回）。

オ 鶴岡市エコ川柳募集

小中学生、高校生以上の2部門として広く市民からの募集をもとにエコの取り組みを紹介・推進する川柳を募集して入選者を環境フェアつるおか2024にて表彰する。（令和6年度新規）

カ 鶴岡市エコキャラ「みどりちゃん」着ぐるみの貸出

3Rの推進、環境保全意識啓発に資する外部イベント等に鶴岡市エコキャラ「みどりちゃん」の着ぐるみを貸し出す。

キ 講座・イベント等の普及啓発事業

地球温暖化対策などの環境に関する普及啓発事業を実施する。

② 環境情報の発信

ア 環境広報「エコ通信」の発行

環境に関する意識啓発と情報提供を目的とした広報紙を年2回発行し、全世帯に配布する。A4判(6月夏号)、A3判(10月秋号)